

も国民に迷惑を及ぼしている点、そぞろにいつた二つの観点からしますならば、たとえて言えば、現実に訴願前置主義の問題であります。国民としましては、自分に不利益な行政処分があれば、行政処分をした行政庁に泣きつくよりも、いきなり通常裁判所である司法裁判所に訴えを持つて公正な判断を仰ぎたいというのが、おそらく国民の熱望するところであろうと思うのであります。ですが、さような場合におきましても、現行法の上では、やはり行政部分をした当該行政もしくは、しばしば使われる言葉でもあり好きな言葉ムジナである上級行政に頭を下げて行かなければならぬということが、不じやないのであります。それからまた、無効確認の訴訟なども、現行法では特段の規定を置いておりませんので、はたしてこれが訴訟法上許されるかどうかといふようなことについては大きな疑問があつたのです。にもかかわらず、昭和二十三年にこの制度ができまして、以来、多数の、ことに農地買収に関しまして多数の無効確認訴訟が起きまして、いささか裁判所に混乱を大げさに言えは混乱を生じたとも言えるような事態が起きておつたのではないかと、私、当時裁判官であったのですが、考へるわけであります。また管轄の点

につきましても、現行法では当該駆除区域の所在地の裁判所の管轄とし、しかもその管轄を専属といたしまして問題で、國民に非常な不利益、非常な不便を生じましたというふうに私ども考へておるのであります。取り上げますわざわざ、まだ幾つもあるかと思いますけれども、今申し上げましたような点がさしあたつて私どもが痛切に感じた点がござつて、とりあえずお答えできる点であります。

れとも一応申し立てはしておるけれども、いや自分の考え方違いであった。あるいは自分の言うのが不当であったというわけで取り下げておるのか。あるいはその間、行政機関においてある程度反省をされまして処置を変更し、そして取り下げていかれたものか。要是取り下げの件数がきわめて多くて解決されておるということは、その内容は何であるか、一つお尋ねをしておきたいと思います。

○瀬本政府委員 私どもが具体的な事件に遇寺いたしました経験から申しますれば、この行政訴訟事件において、普通民事事件と比較して、おっしゃるようないいえ取り下げによって解決されておるが——解決というのはちょっと語弊がありますが、終了しておる事件が非常に多いというふうな現象もあるかと思いますが、その取り下げに至ります理由としましては、私が関与しておる限りにおきましては、裏面と申しますが、行政の実際面で原告の納得のいくような他の方法が用いられて、その結果取り下げをすること。あるいはまた原告が訴えを起こして後に行政府から十分な説明を聞いて、終局まで訴訟を持ち込んで有利な判決が得られないことを納得した上で取り下げるという実例が多かつたようになります。それと同時に、何分にも行政事件におきましてはそのものがばかりで和解をするといふことができませんので、今言つたような形で、本来ならば普通民事訴訟事件で言いますならば、和解といった形になるが、訴訟面では取り下げという立場にならざるを得ないといふこともあるかと思うのです。私どもが経験いたし

ました上では、さすがに觀察されると思うのです。
○上村委員 それに関連いたしまして、少しく違った面でお尋ねをいたしたいと思うのです。
今度の行政事件訴訟法というものは、現行の行政事件訴訟特例法とは非常に趣を異にしておる。というのは、現行の行政事件訴訟特例法といふのは、いわば民事訴訟法というものを基点といたしましてのそれで、民事事件として不適だといふようなものをとりあげて規定しておつたのではなくらうかと思うのです。けれども、今度の行政事件訴訟法案を拜見しますと、行政事件の訴訟全体のいわば通則とも称すべきもの、要するに一つの法域といいますか、独立した法域を規定するといふようなねらいがあるのではなかろうかといふふうに思うのでござります。そういう意味におきまして、従来のものをきわめて整理したものだといふふうに理解してよろしいかどうか、一つお尋ねをしておきたいと思います。

すれば、提案理由で説明いたしておりましたように、やはり行政事件訴訟に付する通則たる一般法といふ建前で作つたつもりであります。しかしながら、これもやはりその他のところで説明いたしておりますが、あるいは証人尋問、あるいは口頭弁論の方式、あるいは調書の方式、かような詳細な点にまでその特質が及ぶものでもなく、規定をするとしますれば、どうせ民訴と同じになるわけでありますので、さうした点につきましては、大幅に民事訴訟法によることにいたしておりますので、私どもが一般法だ一般法だと申しますけれども、あるいは見方を変えて言えば、実質は民事訴訟が大きな柱であって、実質的にはやはり特例法ではないかという見方もできぬ限りではないと私は思つております。

○済本政府委員 少しお答えの仕方が粗雑であったのでおわかりにくかったと思いますが、本法全部の条文の構成は、おっしゃる通り、また私どもが説明しております通り、行政事件というものを全般的にとらえて、それに対する一般法という構成をとつております。でありますから、たとえば行政事件の類型をあげる場合におきまして、全部をあげてはおりませんので、このほかにも考えられる行政訴訟がもありとしますならば——これは考えられるのですが、ありとしますならば、やはりそれについても本法が適用になるという形式、構成をとつております。

○上村委員 訴願法、要するに明治年

代にできて、一つ国民からお願ひをする、いわば民主国家といたしましては、この訴願法の内容についてはどう

しても一回手を入れなければならぬ段階に立つておるだらうと思う。そ

う意味から言いますならば、国民の行政事件に対する権利の伸張、もしくは

これが救済というような点につきまし

ては、大幅な前進を考えなければなら

で、要するに現在の家庭裁判所あるいは交通裁判所に匹敵するような、それ

かどうか、この点についてお尋ねをしてみたい。

○済本政府委員 御指摘の点につきま

す。現在もそのつもりでおるのであります。

れますし、そういう声も耳にいたしております。しかしながら、本法を立案するにあたりました私どもといたしましては、仰せのような普通裁判所に対する家庭裁判所あるいは交通裁判所、そういうものを行政訴訟の分野に特別に考慮するということはむしろ考えておりません。と申しますのは、家庭裁判所事件のようなのは、やはり公開の口頭弁論を要件とします。弁論主義のもとに運営される民事訴訟とは非常に違いまして、やはりああいつた特別な構成をとる必要がその面から私はあると思うのですが、この行政事

件のようなものについては、特殊性があるとは言いましても、さよくな点から

の要請は特別、裁判所の要請は出で

こないと思います。また国民からいたしましても、長い間行政の系統に属す

行政裁判所という特殊な裁判所で、

きわめて限られたものだけについて保

護を受けておったのが、通常の裁判所

に直ちに訴訟を起こせるというところ

に、非常な権利擁護に対する安心感を

与えておるものと思うのであります

て、それをさらにまた、同じ裁判所の

裁決を受けたときに訴訟事件すら、この訴訟が

遅延することがいかに大問題であるか

といふわけです。争うこと一生の願

いとするわけじやない。まして一つの

行政訴訟を相手にしてやつている場合

に、長引くことについては、国民はそ

の立場上、ほんとうにいろいろと苦難

がある。だから先ほど申し上げました

ように、取り下げといふような状態が起きてくる。これはある意味においては

一つのあきらめといふようなものであ

ります。眞の国民の権利の伸張あるい

うのです。と申しますのは、法務省提出の参考統計資料を見いたしますと、

この三十五年末の行政事件の未済件数

を見ますと、第一審の事件が二千四百

六十一件、高裁が五百二十四件、最高裁

が百八十二件、計三千百六十七件、ま

た新受件数、新しい受理件数を見ます

れますし、そういう声も耳にいたして

おります。しかしながら、本法を立案

するにあたりました私どもといたしましては、仰せのような普通裁判所に対する家庭裁判所あるいは交通裁判所、

その

見を異にするのであります。そしていろいろとお

ります。しかしながら、本法を立案

するにあたりました私どもといたしましては、仰せのような普通裁判所に対する家庭裁判所あるいは交通裁判所、

ただ、私どもが本法を作る上にはそこまでは考えていないのだということをお申し上げたまでで、おっしゃる通り、そういうものができれば、それによつて大いに訴訟の遅延を防止することにならぬことは、やせんではあるうと思ひます。が、何分にも本法はそのこととは関係なく、行政事件に関する手続法を作りたいというのが私どもの念願であつたのであります。

を見ますと、いかにこの普通訴訟事件よりも行政事件の御審理の関係あることは控訴、上告、要するに上訴の率といいますのは、一般的の事件よりもきわめて審理期間が長くなり、しかも上訴の率がきわめて高いといいうのは一体那辺にあるのですか、裁判所の方から一つ御説明を賜われば幸いだと思ひます。

○仁分最高裁判所長官代理者 その前にちよつと申し上げておきたいと思ひますけれども、上告審の上告率でござります

うな数字が現われるのは、結局行政事件の訴訟の特徴によるものではないかといふに考へるのでございまます。と申しますのは、まずこの行政事件は、非常な困難な憲法上その他の法律上の問題を含んでおるケースが多いということです。それからまた租税事件などを考えてみると、非常に計算が複雑なものがある。それがたら農地関係、それから選挙事件といったような、非常に多数の証人調べをしなければならぬ事件、あるいは検証の

ておる。そういう点に由来するのではありませんかといふうに考えておるわけであります。

○上村委員 私も、大体そういうふうな点であろうかと思うわけでありまして、行政事件の争いは、この訴訟機能は、裁判所に判断を求める場合におきましては、それが次第に個人といふように大きく影響力を持つような事件、また法解釈というものが多方面に影響を持つような事件だろう、こう思ふわけです。それだけ複雑であるし、ま

でございましょうか、この際お尋ねをいたしておきたいと思います。
○仁分最高裁判所長官代理人 この問題は大へんむずかしい問題でございま
すが、行政事件につきましては、特別
な法律的な知識のほかに、また場合によ
れば特殊な知識が必要となることが
考えられなければならないかと思うの
でございます。憲法が施行されまして
から、行政裁判の実績を顧みますと同
時に、裁判機関全体の上から見まし
て、はたして専門的な裁判所と、うつり

次に、もう少し統計上でお聞きをした
い。というのは、精緻な理論構成が行
なわれたからといって、そこに国民の
ほんとうの権利の伸張と救済になるか
ならぬかという別な観点も考えたい。
こう思うから質問をするわけです。審
理期間の平均を見ますと、地裁第一審
といたしまして三十四年度の例を見ま
すと、二四・四カ月、高裁の控訴審の
三十四年度の例を見ましても二一・
六カ月、最高の上告審の三十四年度の
例を見ますと一九・九カ月、これを通常
訴訟で見ますと、同年度の地裁第一審
を見ますと、これが半分以下の一一・
九カ月、それから高裁の控訴審の三十
四年度の例を見ますと、通常訴訟は半
分まではいませんけれども、行政事
件として二一・六カ月というのが一
五・三カ月、それから最高上告審に参
りますと、ちょっと通常訴訟の方がふ
えまして二〇・七カ月、こういふら
になつております。それからこの行政
事件につきましての控訴率を見ます
と、三十四年度を見ますと七三・二%、
通常訴訟は三一・九%，上告率を見ま
すと六〇・七%，それから通常訴訟は
三一・七%というわけですが、この傾向

○濱本政府委員 今の御質問の点で私どもちょっとお断わりを申し上げなければなりませんが、従来お手元にお届けいたしておりました今御引用の統計表に、最近になって誤りがあることを裁判所の方から指摘されまして実はきのうおそらく行政事件訴訟件数表正誤表を作りましたてお手元に届けましたので、あるいは今御引用のもの、その私どもが誤りとして訂正したものを利用されますと、少し数字が違つて参ります。

○上村委員 それでは今私の方が正しいのを拝見いたしまして直します。

○仁分最高裁判所長官代理者 まずこの審理期間が通常訴訟の場合に比べて非常に長い、これは統計に現われておる通りでございます。大体この行政事件の一件当たりの平均審理期間は、地裁の第一審におきまして通常訴訟の約二倍に当たるというようなことになつておるのでござります。統計上このよ

ために日時を要する事件というようなケースがきわめて大きい数字を占めているといふことと、それから欠席判決といふものがありますないといってよししいというようなところが、原因になつておるかと考へるのでござります。それから控訴率、上告率の点でござりますが、これも御指摘通り、確かに通常の訴訟事件の場合に比べまして多い。数字にいたしますと大体二倍をこえるような形になつております。この原因といったしましては、結局、あくまで上告審の判断を求めようといふ傾向が行政事件については強いのではない。それはどこに由来するかといふことを私ども考えてみますのに、行政事件は、社会的な影響の大きい事件が多い関係で、争いがきわめて深刻であるということを言えるのではないか。あるいは憲法その他法律上非常に困難な問題を含んでおるといふことも言えるのではないか。さらに行くと行政法規に関する解釈と申しますものが、一般私法の解釈の場合とは多少ニユアンスが違いまして、固定的でない。そういうた關係から、当事者としてはあくまで最終の判断を求めるといふ気持ちを持つ

た最後まで争うということになると思
います。真に国民の行政事件において
の権利の伸張あるいは保護、救済とい
う問題は、むしろ、先ほどお見えにな
らなかつた際ですが、実態としまして
は、一回出して取り下げてしまつてお
る、取り下さで終了しておる場合が非
常に多い。何かそういういわば普通事
件、民事事件の場合の調停とか、和
解とか、そういうような段階において
実際上処理をされておるんじやなか
ろうかというふうな感じを持つと同時
に、むしろ国民の真の権利伸張あるい
は救済という点は、行政事件の特性に
かんがみて、そういう部面に力を入れ
てくる必要があるのでなかろうか。
そういう面からすれば、むしろ現在の
家庭裁判所あるいは交通裁判所とい
ふうな特殊な、司法裁判所の系列には
もちろん入つておるわけですが、これど
も、その事件の特質に応じたような処
理手続といふうなものが考えられる
必要があるのでなかろうか、こうい
うふうに思うわけですから、先ほ
ど法務省にはお尋ねをいたしました
が、裁判所とされましては、この点に
ついてはどんなよなお考えをお持ち

出し得ない ように考へております。た
だ、臨時司法制度調査会あたりが発足
いたす といふことになりますと、ある
いはこう いつた問題も御審議いただけ
るのじやないか。それから、私どもと
いたしましても、特に歐米における行
政事件の処理について裁判官が研究に
參りまして、ごく最近帰つたばかり
で、まだ報告も伺つておりませんが、
そう いつた御意見、報告あたりを伺い
まして、われわれも検討して参りたい
といふふうに考へております。

うな数字が現われるのは、結局行政事件の訴訟の特徴によるものではないかといふに考えるのですが、と申しますのは、まずこの行政事件は、非常な困難な憲法上その他の法律上の問題を含んでおるケースが多いということございます。それからまた税事などを考えてみると、非常に計算が複雑なものがある。それから農地関係、それから選挙事件といったような、非常に多数の証人調べをしなければならぬ事件、あるいは検証のために日時を要する事件などは、ケースがきわめて大きい数字を占めているといふなどころが、原因になつておるかと考えるのでございます。

それから控訴率、上告率の点でござりますが、これも御指摘の通り、確かに通常の訴訟事件の場合に比べまして多い。数字にいたしまして大体二倍をこえるような形になつております。この原因といつましても、結局、あくまで上告審の判断を求めようという傾向が行政事件については強いのではない。それはどこに由来するかといふことを私ども考えてみますのに、行政事件は、社会的な影響の大きい事件が多い関係で、争いがきわめて深刻であるということを言えるのではないか。あるいは憲法その他法律上非常に困難な問題を含んでおるといふことも言えるのではないか。さらには行政法規に関する解釈の場合は多少ニユアンスが違いますし、固定的でない。そういった関係から、当事者としてはあくまで最終の判断を求みたいといふ気持を持つ

件は、非常に困難な憲法上その他の法律上の問題を含んでおるケースが多いということございます。それからまた税事などを考えてみると、非常に計算が複雑なものがある。それから農地関係、それから選挙事件といったような、非常に多数の証人調べをしなければならぬ事件、あるいは検証のために日時を要する事件などは、ケースがきわめて大きい数字を占めているといふなどころが、原因になつておるかと考えるのでございます。

それから控訴率、上告率の点でござりますが、これも御指摘の通り、確かに通常の訴訟事件の場合に比べまして多い。数字にいたしまして大体二倍をこえるような形になつております。この原因といつましても、結局、あくまで上告審の判断を求めようという傾向が行政事件については強いのではない。それはどこに由来するかといふことを私ども考えてみますのに、行政事件は、社会的な影響の大きい事件が多い関係で、争いがきわめて深刻であるということを言えるのではないか。あるいは憲法その他法律上非常に困難な問題を含んでおるといふことも言えるのではないか。さらには行政法規に関する解釈の場合は多少ニユアンスが違いますし、固定的でない。そういった関係から、当事者としてはあくまで最終の判断を求みたいといふ気持を持つ

ておる。そういう点に由来するのではないかといふに考えておるわけではありません。○上村委員 私も、大体そういうよろしくあれど、それが次第に個人といふように大きくなると、それが複雑であるし、また最後まで争うということになると思ふ。真に国民の行政事件においての権利の伸張あるいは保護、救済といふ問題は、むしろ、先ほどお見えにならなかつた際ですが、実態としましては、一回出して取り下げるがままにしておる、取り下げで終了しておる場合が非常に多い。何からそういういわば普通事件、民事事件の場合の調停だとか、和解だとか、そういうよろしくな段階において実際に処理をされておるんじやなかろかといふふうな感じを持つと同時に、むしろ国民の眞の権利伸張あるいは救済といふ点は、行政事件の特性にからんがみて、そういう部面に力を入れてくる必要があるのではないかろうか。そういう面からすれば、むしろ現在の家庭裁判所あるいは交通裁判所といふふうな特殊な司法裁判所の系列にはもちろん入つておるわけですけれども、も、その事件の特質に応じたような処理手続といふふうなものが考えられる必要があるのではないかろうか、こういふふうに思ひますが、先ほど法務省にはお尋ねをいたしましたが、裁判所とされましては、この点についてはどうなよろくなお考え方をお持ち

いたしておきたいと思います。○仁分最高裁判所長官代理人 この問題は大へんむずかしい問題でございまして、特別な法律的な知識のほかに、また場合によれば特殊な知識を要るといふことが考えられなければならないかと思つてございます。憲法が施行されましてから、行政裁判の実績を顧みますと同時に、裁判機関全体の上から見まして、はたして特別な裁判所というものを設けるのが適當であるかどうかということは、早急には結論が出せない、出し得ないようになります。ただ、臨時司法制度調査会あたりが発足いたすということになりますと、あるいはこういった問題も御審議いただけるのでないか。それから、私どもといたしましても、特に歐米における行政事件の処理について裁判官が研究に参りまして、ごく最近帰ったばかりで、まだ報告も伺つておりませんが、そういうた御意見、報告あたりを伺いまして、われわれも検討して参りたいとふうに考えております。

めて古い、また民主國家といたしましてはきわめて古過ぎるような理論体系になつてゐる。こういうふうに思いましたから、これは何とかメスを入れなければならぬ。こう思うが、ある意味においては早期に解決していくといふことはなりはしないかといふねらいですね。こういうことは行政不服審査法の方にその要請は取り入れられておるのではなかろうかと思うので、この部分についてはこの程度で質問を打ち切つておきたいと思います。

る。ですが、これは今の原則から考え
られてどういうふうに御説明をされる
のか、その点を一つ御説明をしていただき
たい。もちろん、この点も大きく
論争的になつておる点であろうと思
いますけれども、お尋ねをしておきた
い。

○テヌアリウム
しても、あるいは

におきましても、内閣総理大臣の異議といふものが今御指摘のような観点から非常な議論の対象とされたことは事実であります。私どももいたしましては、立案の経過を通じまして、わが国における支配的な学説並びに從来の最高裁判所及び下級審の支配的な判例に従いまして、裁判所による行政処分の執行停止ということとは、きわめて行政処分的な応急的な措置を裁判所に認めたものであります。それ自身固有の司法の働きとは考えていないのであります。それに對して行政権が内閣総理大臣の異議という形で作用を及ぼしても、實際には好ましくないことかもされませんけれども、理論上は行政による司法への介入にはならないといふように實は考えておるのであります。もちろん、實際から言いますと、でき得ればかようなものは存置したくないという希望が実は多くありますし、私どももそろいつた希望に十分の理解を示したつもりであります。そのことは、二十七条におきまして、あらゆる面で、遠慮しながらと申しますが、特殊の場合にだけしか使つてはいけない、また、使つた場合にはかような政治的責任を明らかにしなければならない、といふふるな規定を盛つたところに、私どもの苦心が現われていると思うの

卷之二

○済本政府委員　お説のよう、本法案の領分なり概念なりあるいは構成全般にわたりまして、私どもの力の及ばぬところが現われているかと思うのであります。言いかえれば難解であると

のを資料版に掲載をする。それからまたやはりそのころには、本法は十月一日から施行を予定しておりますので、そのころにラジオ放送の「政府の窓」を通じて周知徹底をはかるよういたし

○河本委員長

○河本委員長 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

七

原因はいろいろあるかも知れませんが、裁判所當局は、大体どちらも、その原因としてお考えにござるか、一言伺いたい。

ませんけ
とういう
んなつて

司法の働きとは考えていないのであります。そして、それに対し行政権が内閣総理大臣の異議という形で作用を及ぼしても、実際には好ましくないことがあります。されども、理論上は行政による司法への介入にはならないといふように実は考えておるのであります。もちろん、実際から言いますと、でき得ればかよななものは存置せたくないという希望が実は多くありますし、私どももそういういた希望に十分の理解を示したつもりであります。その

があるし、また、それを主眼としているわけです。民主国家としましては、これは当然なことであります。そうしますれば、この行政事件訴訟法が成立をいたした場合を仮定いたしても、これはどうして国民に対して周知徹底をはかっていくか、国民がどういうふうにこれを手つとり早く理解し、また利害関係者に届けるか、要するに周知の方法について何か腹案があるのか、あるいはこれについて予算措置はどういうふうにされているのか、こういった点につきま

まして、その費用といたしまして法務局旅費に八十一万七千円の旅費、それから中央本省の方におきまして、会議費といたしまして合わせて二十四万八千円、これだけが、きわめてわずかではありますか認められております。また民間側には、周知徹底の方法といいまして別段の予算を獲得することは、これはまあ慣例から言いまして、あるいは私どもの努力の至らなんだと点かもしれませんけれども、予算的には取れませんでしたけれども、今年

としましては、お役所というのはどうもかもみな同じようにお役所として目を見る。しかも、なおかつこれが提示期間を六ヶ月を三ヶ月にしておるといううらうないいろな点などを考えますと、これはきわめて、国民がほんとうに利田利用しやすいよう十分準備をする必要があるのではないか。また、いよいよ法律はよくこれを徹底させる必要があるのではなかろうかといふような、諸般の問題点があるのでないかと思う。

す。そして三十七年度はとうとう〇・八%を割って、〇・七%台に落ち込んでおるわけでありますけれども、この数字そのものはもちろん信頼のできる数字だと思いますけれども、間違いないです。

○松井(誠)委員 時報の二月一日号の二十六ページ、二十四ページにかけてあります予算の比較表は、お尋ねの通り間違いございません。

（本文） 丁寧の筆調に特徴がある。しかし、この文は、あるいはまた從來の特例法上においても、あるいはまた從來の特例法上におきましても、内閣總理大臣の異議といふものが今御指摘のよくな觀點から非常な議論の対象とされたことは事実であります。私どももいたしましては、立案の経過を通じまして、わが國における支配的な學説並びに從來の最高裁判所及び下級審の支配的な判例に従いまして、裁判所による行政処分の執行停止ということとは、きわめて行政処分的な応急的な措置を裁判所に認めることもありまして、それ自身固有の

ですが、冒頭に申し上げましたように、この行政事件訴訟法案は、いろいろ論点はござりますけれども、大きな前進だとおもふのです。現行特例法と比べますと、はるかに大きな前進であると思う。けれども、あまりにもむずかしい。また、手続き自体がなかなか難解なものである。しかし、行政事件の特性から参りますと、また提案の理由を拝見いたしましたても、国民の権利の伸張あるいは失なわれた権利の救済につきましては、これは問題

おいて周知徹底をはかるということより、改めて必要であるかと思うのでございまして、予算要求をいたしました結果、わざかではあります、認められております。まずこれを取り扱います私どもの方の内部機構における周知徹底方法といたしまして、三十七年度の予算におきまして、中央で、一応各法務局並びに地方法務局の係官を中心と呼び集めまして、二日間にわたりて詳しく述べをして、取り扱い上に過誤がないようにしておこなつたのであります。

と思ひますが、先ほど冒頭で申し上げましたように、参考の方々の御意見なり、その他いろいろ具体的な問題につきましては、お聞きした上で一つ質問をする機会をお与え下さることをお願いいたしたいと思います。たとえば実際問題としまして、司法の専門家としましても、行政事件をどこへ訴訟するか、相手方の当事者を那辺にするか、ということは、行政機構が複雑になればなるほどわからないのであります。弁護士を職とする専門の方としまして、

半所の予算全体について確がめておきたいと思うのですが、ただいま私の手元に最高裁判所から出しておる裁判所時報の一一番新しい号なんですが、それに裁判所予算が昭和二十三年から昭和三十七年まで国の予算に対してどれくらいの割合を占めておるかというそういう統計が出ておるわけであります。それを見ますと、大体昭和三十、三十一、三十二と、その辺を頂点にいたしまして、裁判所の予算の国の全体の予算の中に占める割合といふものは

であります。ともあれ、理論的に言
ますと、少なくともわが国の支配的学
説並びに支配的な判例は、従来こと
は行政の司法に対する介入を見るべき
ものではないということになつておる
と私ども理解しておるのであります。

いうこと。それは一面には、訴訟手続のものがもともとそういう性質のものであるということにも基因するのであります。主として私どもの至らなかつた結果であつう。その上私ども非常にじくじたるものがあるのです。従いまして、これをおお

たい、こういう広報番組を考慮いたしておられます。また、裁判所の方でどのようすに予算を渡せられますが、私ども承知しておりますので、ちよつとその点は……。

質疑の通告があ
します。松井誠君

ありますのでこれを許

○桑原最高裁判所長官代理者 事務費の関係の予算は、なかなか増額ということが困難でございまして、数字の上ではこういうふうな経過を通つておりますけれども、裁判所の事務を遂行していく上においての費用というものは、実質上それほど大きな低減はないといふに解釈いたしております。

○松井(誠)委員 私は、いずれ予算全体の問題についてはあらためてお伺いをするときがあると思いますので、詳

しくは触れませんけれども、今のような、裁判所の経費というもののが大体が

コンスタントなんだ、だから一般の規模がふえれば、それだけ比率が減るの

だという考え方には、必ずしも正しくないのじゃないかという気がするわけ

です。それでは何でもかんでも悪いこと

は高度成長のおかげだというふうに言つてしまはざいませんけれども、し

かし、具体的にあとでお伺いをいたし

ますけれども、やはり裁判所の予算の

比率が減ってきたということは、犯人

は高度成長だということをどうしても

言いたいと思う。池田総理は、農業の

生産性がほかの産業の生産性にだんだ

んおくれをとつていくのは、農業の生

産性が上がらないからじゃなくして、ほ

ども、そういう高い生産性を上げてお

るというのは、実は農業の低い生産性

の予算といふものを、少なくともほか

のいろいろな行政部門、あるいは手厚く保護されておるいろいろな大企業に

対する施策、そういうものと同じよう

な形で裁判所の予算といふものが手当

されておって、そうしてその上に全体

の規模が大きくなるというならば、今

お答えはあるは当たつておるかも

しれませんけれども、そうじやなくして、やはりどうしても裁判所の予算の

中で、ほんとうにのどちら手が出るほどほしいそういう予算というものを実

は犠牲にして、ほかのところに回しておるのじやないか。そういう意味

で、この予算の比率の低下といふもの

は、私はやっぱり高度成長の被害だと

いうことを考へざるを得ない。具体的

にそれがなぜそちかといふことを、私はこのあとの質問で確かめていきたい

と実は思うのです。

そこで私が最初にお伺いをいたした

のは、先ほど、大体裁判所の経費と

いうものは、一応あまりふえないのだと

いうことを申しましたけれども、御承

知のように、最近少年犯罪といふもの

が異常な膨張を示しておるわけであり

ますけれども、この参考資料としてい

ただいた中で、一番末尾に少年保護事

件の統計が出ておりますけれども、こ

れは昭和三十五年度は三十四年度から

ますけれども、この参考資料としてい

ます。三十六年度はまだ正確な数字は

あるいはわからぬかもしれませんけ

ども、大体の概数程度がもしわざか

りでしたら一つついでに教えていただきたい。

○市川最高裁判所長官代理者 お手元

に差し上げてありますのは三十五年の統計でござりますが、三十六年度につ

いては、まだ正確な統計ができてお

りませんので、お手元に差し上げる

ことができないことは大へん遺憾に存

じております。ただ、私どもの方で概

略考えておられますことは、三十五年度

と昭和三十三年、四年、五年、大体

事件においては約二十万、それから通常

事件においても約二万件程度の増加が

なされておるのではないか、こう考え

ております。

○松井(誠)委員 お伺い申しますと、道路交通事故事件においては約二十万件

件についても約二万件程度の増加が

なされておるのではないか、こう考え

ております。

○市川最高裁判所長官代理者 調査官

の増員につきましては、従来から調査

官が家庭裁判所の家事事件あるいは少

年事件において占める地位、重要性、

じてあります。そこで、私どもの方で概

要ります。ただ、私どもの方で概

要ります。

○市川最高裁判所長官代理者 調査官

員を要求して参つております。ただ現

在する増員が認められましたのは昭和三

十四年度から認めてもらつたような次

事件が、大体ですけれども約三割増に

なつてゐると思うのですが、こうい

ういうグラフ、同じような傾向、

同じような、たとえばやつぱり三、四〇%くらいの増勢、増加といふよう

な増勢の大体の傾向といふものは、やはりそういう傾向、

同じよう、たとえばやつぱり三、四〇%くらいの増勢、増加といふよう

な増勢の大体の傾向といふものは、やはり

めてのさような数字が若干ありますので、即決だけについてどのくらいといふような数字は今申し上げかねますが、判事としても、その程度の審査は十分いたしております。かように考えておるわけでござります。

○松井(誠)委員 ついでですから、略式と即決裁判と両方合わせたものでけつこうですが、検察官の要求とは違つた取り扱いをしておるペーセンテージはどのくらいになつておりますか。

○松井(誠)委員 ついでですから、略式と即決裁判と両方合わせたものでけつこうですが、検察官の要求とは違った取り扱いをしておるペーセンテージはどのくらいになつております

○樋口最高裁判所長官代理者 私の手元にござりますのは三十六年、昨年の十二月でござりますが、求刑金額と違いました額を言い渡したということですが、十月には両方合わせまして二百八十五、十一月は二百三十八、十二月が二百二十九、昨年一ぱい全部合計いたしましたと、六千二百二十という数字が出ております。

なお、いわゆるさうな手続については不相当であるといふうなことをいたしました件数が、十月が十九、十一月が十七、十二月が十三、一年合計いたしまして百五十八という数字が一応出ております。

○松井(誠)委員 手続はどうであれ、ともかくあそこの裁判所へ行つて五万円までの罰金は取られるといふ、事故を起こした者にとっては非常に苦痛になる判決をすることができる。そういう裁判であるのに、何か品物の大量生産みたいな、そういう形で事件の処理がされておる。年間約三十六万件のうちで、検察官と意見の違つたのが両方合せたところで六千何がし、そのうち金額の点についてはともあれ、ほん

とうに重大な取り扱いについての意見の相違という形で、そういう形式が不相当だということで裁判所がやつたと。いうのは、総計三十五万六千のうちで五百五十幾ら。これはあるとはいるもの、私は、ほんとどう言うに足りない数字じゃないかと思う。こういう形で、家庭裁判所の調査官が形式的に交通事故の事犯を処理せざるを得ないのと同じに、今度は最終の段階であるべき交通裁判所に行つても、やはり交通事故といふものは非常に形式的に処理されといっておる。先ほど一大人体四分といふことを言われましたけれども、四分といふのは平均だと言いましたが、四分が平均であるならば、もっと短いのももちろんあるわけであります。一人四分で、十人くらい中に入れてやれば、四十分はかかるてもよろしいといふことになるのではありますようけれども、そういう形では、共犯でも何でもない者、どこのだれかちっともわからない者、そういうような者が全部一堂に集まつて、学校の先生から訓辞を聞くような形で、こういふ判決を受け——裁判所が單に罰金を取る、そういう機械に成り下がつておるというなら別ですけれども、そりではなくて、やはり裁判そのものの中にも矯正的な機能というものを多少ともまだ認めようとするならば、元来あるべき裁判の姿じゃないのじやないか。ですから、裁判所の方では、こういう交通裁判といふものの増設はお考えになつておるに違ひございませんけれども、それが先ほどのお話をすと、東京では敷地の関係でだめになつたというよう

も、そういうこと今まで見た見送られておる。今、交通事故についての取り扱いがいろいろ議論になつておりますと、そしていわばどういう状況というものを適用して、警察官が直接、料金であるか罰金であるか知りませんけれども、取り立てようという違警罪即決令の復活のような形が出てきておる。これは御承知だと思うのですけれども、そういう手続のやり方について、ちょっとと余談になるかもしませんけれども、裁判所はどういうお考え方を持つておるか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○樋口最高裁判所長官代理者 先ほど私の申し方が不十分だったと思うのでありますから、敷地の関係でためになつたというわけではなく、敷地が確定いたしませんので、その分は未定だというような意味で申し上げたのでござります。その点は御了承願いたいと思ひます。

それからお言葉を返す趣旨は毛頭ございませんが、先ほど申し上げましたように、交通事故は大体定期的な内容でございまして、しかも全然争いのない事件についてだけ即決をやつております關係上、裁判官としても、いわゆる考慮すべき情状と申しますが、あるいは罪態と申しますか、そういうことが普通の犯罪事件と比べますと非常に明瞭になつてくる。これは御承知のようにアメリカでもどこでも、いわゆる相当大量的に交通事故は裁判しておるのは、あるいはその辺に胚胎するのではないかとひそかに考えておるわけでございます。しかし、裁

でござりますが、私もちらほら新聞紙上できよくな意見の出でるのを承知いたしておるのであります。まだこの席でさよくな意見についてどういうふうに考えるかといふことを私がお答えするには適當な時期ではないと存じますので、お答えは後日に留保させていただきたいと思います。ただ、われわれといたしましても、先ほど申し上げたように、現在の制度のワク内で、できるだけ、裁判事務を合理化していくということを考えますと同時に、この際制度を改正すべき点があるかどうか、あれば、どういうふうな方法で改正すべきかという点は、事務当局といたしまして、相当以前から検討は重ねておるということを申し上げておきたいと存じます。

○桑原最高裁判所長官代理者 予算上
の要求といたしましては、簡易裁判所の判事五人の増員要求をいたしたわけあります。が、その分について、充電等の見通し等についていろいろ論議をかわしました。この簡裁判事五人は、交通事件の関係で増員するという目的であつたわけでございますが、結局、充員の見通しが必ずしも立ちがたいといふことで、増員は結局においてはなされないことになつた次第でござります。

問を終わりたいと思ひます。

○桑原最高裁判所長官代理者 先ほど
答弁を留保いたしました七千五百九十一
万八千円という要求額は、これは人
件費のみの要求でござります。

○河本委員長 次会は、明十六日午前
十時より理事会、理事会散会後開会す
ることとし、本日はこれにて散会いた
します。

午後零時三十七分散会

法務委員会議録第三号中正誤

ペシ段行誤正

一五三事由 事項 正
四三一限り提起 限り、提起
八三六歸屬する 彙屬する

昭和三十七年二月二十日印刷

昭和三十七年二月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者
大蔵省印刷局